

「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する
法律施行規則の一部を改正する内閣府令案」の概要

令和7年3月
内閣府宇宙開発戦略推進事務局

1. 改正の趣旨

我が国として衛星リモートセンシングデータの利活用を促進する一方、我が国の国益を阻害するような形でデータが利用されることのないようにするため、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）に基づき、衛星リモートセンシング記録（以下「衛星リモセン記録」という。）の適正な取扱いを確保している。

衛星リモートセンシング分野の急速な技術革新や産業構造の多様化に対応しつつ、衛星リモセン記録の適正な取扱いを一層確実に確保できるようにするため、SARセンサーの定義の合理化等所要の措置を講ずるものである。

2. 主な改正内容

(1) SARセンサーの定義の合理化

SARセンサーに係る画像処理技術の技術革新に伴い、検出情報電磁的記録に対してレンジ圧縮処理又はアジマス圧縮処理が行われたデータが取り扱われるビジネス形態が出現していることから、いずれかの圧縮処理が行われた電磁的記録を新たに標準データとして位置付ける。

(2) 遠隔取扱い装置の概念の導入

衛星リモートセンシング装置（以下「衛星リモセン装置」という。）を使用する操作用無線設備及び受信設備並びに衛星リモセン記録を取り扱うことができる施設設備は、申請時に申請された場所に限定されており、災害発生時に緊急撮像によって被害状況を衛星データによって確認する場合等、固定的な設備では迅速な対応に限界が生じている。

このため、電気通信回線を用いてリモートで衛星リモセン装置の使用及び衛星リモセン記録を取り扱うことができるパソコンやタブレット等を遠隔取扱い装置として新たに定義する。

(3) その他の改正

現行の制度では、事業者として変更の許可又は届出を行うべき対象が分かりにくくなっており、手続漏れが発生するおそれがあることから、それらの対象の明確化をするほか、衛星リモートセンシング分野の産業構造の高度化・多様化に伴い、衛星リモセン記録の取扱い業務の一部を外部委託する事業形態が増加していることから、提出書類に設備系統図を追加するとともに、外部委託に関する規定の整備など、所要の規定の整備を行う。

3. 今後の予定

公布日：令和7年5月頃

施行日：公布の日